

事故発生防止のための指針

社会福祉法人 清泉会

特別養護老人ホームアネシス

事故発生防止のための指針

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、下記の体制を取ります。

(1) 「事故発生防止委員会」の設置

①設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

②事故発生防止委員会の構成委員

- ・施設長
- ・介護支援相談員
- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・管理栄養士
- ・医師、歯科医師
- ・その他施設外の安全対策の専門家

③事故発生防止委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。

事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

④事故発生防止委員会の役割

ア) マニュアル、事故（ひやりはっと）報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故（ひやりはっと）報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新していきます。

イ) 事故（ひやりはっと）報告の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあった事故（ひやりはっと）報告を分析し、事故発生防止の為の改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。

ウ) 改善策の周知徹底

イ) によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

(2) 多職種共同によるアセスメントの実施による事故防止

- ①多職種（介護職、看護職、栄養職、相談職）共同によるアセスメントを実施します。
利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。
事故に繋がる要因を検討し、事故予防に向けた各種サービス計画を作成します。
- ②介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期的なカンファレンスを開催します。
- ③介護機器の使用において、確実な取り扱い方法を理解した上で使用します。

3. 介護事故発生防止における各職種の役割

(施設長)

- 事故発生予防のための総括管理、事故発生防止委員会総括責任者

(医師)

- 診断、処置方法の指示
- 各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 医師、協力病院との連携を図る
- 施設における医療行為の範囲について整備
- 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 処置への対応
- 事故及びドキドキ事例の収集、分析、再発防止
- 利用者への施設における医療行為についての基本知識を身につける
- 利用者個々の疾病から予測させることを把握し、些細な変化に注意する
- 状態に応じて、医師との相談を行なう等連携体制の確立
- 利用者とのコミュニケーションを十分にとること
- 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(生活相談員、介護支援専門員)

- 事故発生予防のための指針の周知徹底
- 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）
- 報告（事故報告・ドキドキ）システムの確立
- 事故及びドキドキ事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 介護事故対応マニュアルの作成と周知徹底
- 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(管理栄養士)

- 食品管理、衛生管理の体制整備と管理指導
- 食中毒予防の教育と指導の徹底
- 緊急時連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）
- 利用者の状況に合わせた食事形態の工夫

(介護士)

- 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。

- 利用者の意向に沿った対応を行ない、無理な介護は行わない。
- 利用者の疾病、傷害等による行動特性を知る。
- 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う。
- 多職種協働のケアを行う。
- 記録は正確、かつ丁寧に記録する。

(事務)

- 施設内の環境整備
- 備品の整備
- 職員への安全運転の徹底

4. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故発生防止委員会を中心としてリスクマネジメントに関する職員への教育・研修を定期的かつ計画的に行います。全職員に教育・研修への参加を促して、事故防止に大切な役割があるという理解を深めます。それぞれの部門で特に起こりやすい事故を想定した研修等実際に即した教育を行います。

- ①研修プログラムの作成
- ②定期的な教育（年2回以上）
- ③新任職員への事故発生防止の研修会の実施
- ④実習生、ボランティア等への指導
- ⑤その他、必要な教育・研修

5. 介護事故等の報告方法等の介護に関わる安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハット報告書や事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用いるものであり、報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果に評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といったPDCAサイクルによって活用します。またその過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故発生防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応をとります。

- ①該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

②事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告します。報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー（短期入所利用者の場合）、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 介護事故対応に関する苦情

介護事故対応に関する苦情については、別に定める「アネシス苦情処理マニュアル」の従って対応します。

8. その他の災害等への対応

- ①防災計画の作成
- ②非常災害のための体制（自衛消防組織等）
- ③近隣住民との防災協定の締結
- ④避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回）
- ⑤非難・消火・通報装置等の設置及び定期的保守
- ⑥非常用食材等の備蓄
- ⑦上記体制の周知のための職員教育
- ⑧その他

8. この指針の閲覧について

この指針は、当施設の事務所に常設しており、いつでも自由に閲覧することができます。

附則

平成27年10月1日より施行します。

転倒による事故

- ①転倒した場所から無理に動かさない。
- ②床に横になっている場合、頭を下にバスタオルなどを敷く。
- ③バイタル・熱・外傷の有無をチェックする。
- ④骨折・頭を打っていないか確認。
- ⑤意識レベルの確認。
- ⑥異常が見られない場合、看護師に連絡し安静にする。
- ⑦判断がつかない場合は看護師へ連絡し、指示を仰ぐ。

事故の内容	対応方法
骨折の場合	①無理に動かさない ②看護師に指示を仰ぐ ③看護師指示による処置を実施 ④動かせない場合は救急車で搬送
頭部打撲の場合	①意識の確認 ②バイタル。熱の確認
意識がない場合	①看護師に連絡し、指示を仰ぐ ②救急車にて搬送
意識がある場合	①異常がない場合はバイタル・熱チェックを30分おきに実施。 状態変化なければ1時間おきにチェックし、様子見。
意識低下が見られる場合	意識観察は頭部打撲後24時間経過観察する。状況により6時間は最低でも観察する。 ①嘔吐確認 吐き気が強く長時間続く場合 何回も嘔吐する場合 ②痙攣発作確認 てんかん発作・ひきつけがあった場合 ③手足の麻痺 力が入らない、痺れを訴える場合
強い頭痛の訴えがある場合	軽そうに見えても、首をひねる。硬膜下血腫など後日頭痛や頸部痛が出ることもある。 1～2ヶ月後に症状が出ることもあるため、状態把握しておく。

ケガ・打撲など

①出血がある場合、素手では触らないようにし、出血部を圧迫止血する。

内容	対応方法
やけど	①まずは冷やす。服を着ている場合は服の上から冷やす。 ②大きなやけどの場合、流水は皮がむけることがあるため、冷たいタオルで冷やす。 ③10分～20分冷やし、やけどの状態を見る。 ④程度により受診
切り傷	①傷の部位、状態確認 ②切り傷程度であれば消毒、カット絆などで保護 ③出血がある場合はとにかく止血 ④傷が深い場合、出血が止まらない場合は受診 ※ワーファリン等出血時止まりにくくなるような薬を飲んでいる 方の場合、少量の出血でも要注意
打撲	①痛みの確認 ②腫れ・変色の有無の確認 ③全身の確認、手足を無理のない程度に動かしてみる ④湿布を貼り、様子見 ⑤痛みや腫れが強い場合や、数日経っても改善しない場合は受診